

「2020年ドバイ国際博覧会」
日本館総合プロデュース・調整業務、展示実施設計・監理、建築実施設計・監理及び
広報実施計画・実施制作業務 委託先の公募について（公募公告）

2017年10月6日
独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

『心をつなぎ、未来をつくる（Connecting Minds, Creating the Future）』というテーマのもと、2020年10月20日～2021年4月10日の期間アラブ首長国連邦・ドバイにて開催される「2020年ドバイ国際博覧会」については、2017年4月18日の閣議了解により日本政府が、経済産業省を幹事省、総務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）を参加機関として参加することが公式表明されています。

本件参加に際し、所与のテーマ及び政策目的に係る日本国のヴィジョンを万博日本館来場者に強く印象付けできる出展を実現するための総合プロデュース・調整業務、展示実施設計・監理、建築実施設計・監理及び広報実施計画・実施制作業務につき、委託先を企画競争にて選定します。ご関心のある方は、下記内容をご確認の上、応募願います。

なお、ジェトロの特定調達に係る公募公告（2012年10月22日付）に基づく公募等については、政府調達に関する協定（平成7年条約23号）、日本貿易振興機構規程及び公募公告に定めるもののほか、公募要領によるものとします。

記

1. 委託内容

- (1) 案件名：「2020年ドバイ国際博覧会」日本館総合プロデュース・調整業務、展示実施設計・監理、建築実施設計・監理、広報実施計画・実施制作業務
- (2) 案件の仕様等：公募要領による
- (3) 契約期間：契約締結日～2021年10月29日

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

- (1) ジェトロの「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) ジェトロの「競争参加資格に関する内規」第3条第1項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、平成28・29・30年度の業種区分「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
- (3) 上記2.(2)の資格を有していない者であっても、以下によりジェトロの競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。

申請方法：2017年10月20日（金）10時00分までに申請書類をジェトロの競争参加資格デスクまで提出するとともに、本案内への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は9.に記載のとおり。審査の結果は2017年10月27日（金）17時00分までにジェトロより連絡する。

- (4) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し経済産業省又はジェトロから指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 本委託業務を1法人で実施することができない場合、コンソーシアムを組むことは可能。ただしその場合、全法人が上記2.(2)及び(4)の条件を満たしていること。なおジェトロとの契約はコンソーシアム構成者全法人となるが、ジェトロとの連絡窓口、ジェトロからの支払等は主幹事法人のみとする。また、同主幹事法人は予めその他の法人と業務分担等の条件を示す書面を取り交わ

し、その写しを応募時に提出すること。

- (6) 本委託業務の目的の達成及び計画の遂行に必要な体制、人員を有していること。同一人物が複数部門を担当することは可。
- (7) 総合プロデューサー及び部門別責任者が日本語での業務のやり取りが可能かつ、建築責任者が一級建築士であること。
- (8) ドバイに関連会社又は協力会社がある、もしくはドバイに精通した人材に協力依頼できる体制を構築しているなど、現地法規制等の情報を入手できる体制を構築していること。
- (9) 2007 年以降に総合プロデューサー及び部門別責任者が国際博覧会又は国内外のイベントにおいて、プロデュース又は関連実績があること。
- (10) 会期中は、原則、総合プロデューサー及び部門別責任者が会場にアテンドが可能であること。
- (11) ジェトロの他部署及び第三者機関からの受託業務等により、本業務に支障をきたさないこと。

3. 公募説明会

- (1) 公募説明会の日時・場所

2017 年 10 月 16 日（月） 10 時 00 分

ジェトロ 9E 会議室

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 1 2 番 3 2 号 アーク森ビル

※出席者は 1 法人につき最大 4 名とする（コンソーシアムを組む場合は合計 4 名まで）。

※当日は開始 15 分前までに 6 階総合受付に参集のこと。ジェトロ担当者が会場まで誘導する。

- (2) 仕様書等の交付場所

本公告の日から下記 9. 及び公募説明会会場にて交付

- (3) 質問の受付

質問は次の宛先に E-mail で連絡し、その際の件名は「【質問】2020 年ドバイ国際博覧会」日本館総合プロデュース等業務」とすること。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 展示事業部 ドバイ博覧会チーム（担当：水野、安藤）

E-mail：FAP@jetro.go.jp

※受付期間は 2017 年 10 月 16 日（月）～2017 年 10 月 20 日（金）10 時 00 分までとする。

※質問に対する回答は、2017 年 10 月 27 日（金）17 時 00 分までに、仕様書等受領者全員に対し E-mail にて通知する。

4. 応募方法

- (1) 応募書類

① 提案書 10 部（資料を含む）

② 見積書 1 部

③ 競争参加資格を有することを証明する書類の写し（申請中の場合は申請書の写し）、又は全省庁統一資格の審査結果通知書の写し 1 部

- (2) 応募書類提出期限

2017 年 11 月 28 日（火）11 時 00 分必着

※ 下記(3)提出先まで持参または郵送すること。

※ 郵送の場合は書留郵便に限る。

※ FAX や E-mail 等での提出は受け付けない。

- (3) 応募書類の提出先

日本貿易振興機構（ジェトロ） 展示事業部 ドバイ博覧会チーム（担当：水野、安藤）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 1 2 番 3 2 号

5. 選定方法及び選定基準等

- (1) 選定方法

① 第一次審査（書類選考）

提出された応募書類をもとに、「2. 応募資格」を満たしているか否かを審査する。結果については、応募書類提出期限後、11 月 29 日（水）までに連絡する。

② 第二次審査（プレゼンテーション）

2017年11月30日（木）、12月1日（金）

ジェットロ内会議室

※第二次審査は原則として11月30日に実施する。応募者が多数の場合など、予備日である12月1日を指定することがある。

※プレゼンテーションは、上記日程で1法人あたり60分間とし、うち30分は質疑応答とする。各法人のプレゼンテーション開始時間は別途連絡する。

※出席者は1応募者につき最大4名とする。

※当日は開始5分前までに6階総合受付に参集のこと。ジェットロ担当者が会場まで誘導する。

(2) 選定基準

体制、実績、資格、技術力、コンセプト提案等について総合的に評価する。

評価基準書は、公募要領と一緒に配布する。

(3) 企画提案書の特定/非特定・通知

応募書類提出締切後10日以内に、評価基準書に基づき最も高い点数の提案書を特定した時は、その提案書を提出した応募者に対して、当該提案書を特定した旨の通知を書面にて行う。また、提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該提案書を特定しなかった旨を書面により通知する。

(4) 契約締結

官報公示の20日後に契約締結を行う。

6. 契約上限金額

1,286,278,000円（税込）

うち仕様書に定める総合プロデュース・調整業務の人件費上限額

427,060,000円（税込。一般管理費含む）

7. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、業務委託先選定のためにのみ利用する。

8. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 公募保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 応募無効 本公告に示した競争参加資格のない者による応募及び公募に関する条件に違反した応募。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 本契約は2018年度以降に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間等の変更又は案件を取り止めることがあり得る。
- (6) 競争の公平性確保のため、本業務受託者（コンソーシアム構成者を含む）は、本業務に係る業務委託契約締結後に「2020年ドバイ国際博覧会」日本館にかかる各種実施業務の入札及び公募への応募を不可とする。
- (7) 受託者は①国際博覧会に関する現行の条約、②「2020年ドバイ国際博覧会」の一般規則と特別規則及び博覧会開催国の関係政府及び開催者が定める指示、命令等、③博覧会開催国及び開催地の建築、消防、環境、衛生、安全、労働、広告等に関する法令等を遵守し、これに適合するように業務を行わなければならない。
- (8) 提出された提案書の差し替え及び再提出は不可とする。
- (9) 応募にかかる資料の作成及び送付に係る経費については応募者の負担とする。
- (10) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用はしない。
- (11) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にすると共に、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

- (12) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第四十号）」において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (13) 特定された者は、企画競争の実施結果により最適なものとして特定したものであり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (14) 特定された者は、特定後、ジェトロの指示に従い支出計画書を提出すること。支出計画書の作成にあたっては、積算に係る根拠資料を添付すること。

9. 問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ） 展示事業部 ドバイ博覧会チーム（担当：水野、安藤）
〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号
電話：03-3582-4688 E-mail：FAP@jetro.go.jp

10. 競争参加資格に関する問い合わせ先

競争参加資格の申請については、<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/> をご覧ください。

ジェトロ 競争参加資格登録デスク

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル11F オフィスサプライセンター内
TEL:03-3582-4955 FAX:03-3505-6579 E-mail:touroku@jetro.go.jp

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイト上で公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）